

1. 研究の背景

近年、人間社会の肥大化と産業革命以降の技術革新により、社会生活の中で使用する資源やエネルギーは急激に増加し、それに伴い排出される廃棄物の種類や量も膨大なものとなっている。廃棄物処理法によって、処理されるべき産業廃棄物の不法投棄が次々になされ、循環型社会構築の障害となっている。

そのため、いくつかの都道府県及び保健所設置市では、不法投棄防止条例を制定し、不適正な処理の未然防止、適正処理の徹底を図るため様々な活動を行っていると考えられるが、その施行実態や運用実態については明らかではない。そこで、この施行及び運用実態を明らかにし、その効果を探る必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、以下の3つである。

不法投棄防止条例の施行実態の明確化。

各都道府県による条例施行後の変化・対策など運用方法の明確化。

目的、を踏まえ、各自治体の条例の効果を明らかにする。

3. 研究の意義

不法投棄防止条例の施行後の実態を明らかにすることにより、現在施行されている条例の内容の整理、条例間での相違点を把握することができる。また、施行・運用の実態を把握することにより、その条例が周りへどういった効果をもたらしているのか、条例の存在意義、価値を見出すことが出来る。これらより、本研究は不法投棄問題を考える上で意義のあることと考える。

4. 研究の方法

4-1 調査方法

目的 については以下の2つの方法を用いる。

1つ目は不法投棄防止条例の整理である。不法投棄防止条例に記載されている項目で比較可能なものを抽出し、その項目ごとに不法投棄防止条例を整理していく。主にHPで調査を行う。

2つ目は不法投棄防止条例間の比較である。抽出した項目ごとに各自治体の条例を比較。そこで相違点を明らかにし、疑問点等は各自治体にアンケート調査を行う。

目的 については、各自治体へヒアリング調査、調査票の送付を行う。目的 より、浮き彫りとな

った問題点、疑問点を中心に、HP上からでは明らかでないことを自治体に直接、ヒアリング調査を行う。また、対象となる自治体にはヒアリング調査と並行して、各項目についてのアンケートを調査票として送付し、項目別の現状、問題点を調査する。

目的 については、HP上での調査とアンケート調査票での調査結果をもとに、条例の整理・まとめを行う。

4-2 調査対象

対象は不法投棄防止条例を制定している、都道府県11自治体(全47都道府県中)、保健所設置市13自治体(42都市中)である。表1に、対象自治体と条例名を示す。

表1 対象自治体と条例名

自治体名	制定条例名	制定日時	施行日時
宮城県	産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例	H17.10.6	H18.4.1
福島県	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	H16.4.1	H16.4.1
千葉県	千葉県産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例	H14.3.26	H14.10.1
船橋市	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16.3.31	H16.7.1
新潟県	新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例	H16.12.27	H17.4.1
金沢市	金沢市産業廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	H4.12.18	H5.4.1
岐阜県	岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例	H11.3.16	H11.3.16
愛知県	産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	H15.3.25	H15.10.1
名古屋市	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例	H15.12.25	H16.7.1
豊田市	豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	H18.3.30	H18.10.1
京都府	京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例	H14.12.18	H15.4.1
京都市	京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例	H15.12.26	H16.4.1
大阪府	大阪府循環型社会形成推進条例	H15.3.25	H15.4.1
堺市	堺市循環型社会形成推進条例	H15.12.22	H16.1.1
東大阪市	東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16.3.31	H16.10.1
高槻市	高槻市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16.3.26	H16.10.1
兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	H15.3.7	H15.3.7
神戸市	神戸市産業廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例	H5.3.31	H5.4.1
姫路市	姫路市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H15.10.3	H15.12.15
尼崎市	尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H15.9.30	H15.12.15
西宮市	西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H15.9.30	H15.12.15
岡山市	岡山市産業廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例	H6.3.24	H6.7.1
	岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例	H14.3.22	H15.4.1
福岡県	福岡県産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H15.3.7	H15.3.7
大分県	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	H17.7.11	H17.10.1

表1の対象自治体については、不法投棄防止、不適正処理の防止、適正処理の促進、循環型社会推進を目的とする条例を制定・施行している自治体を選定している。不法投棄防止に関する条例を制定している都道府県11自治体、保健所設置市は13自治体を割合で表すと、都道府県が23%、保健所設置市が31%、全体では27%と約3割の自治体でしか条例が制定されていないことが分かる。

5. 結果及び考察

5-1 不法投棄防止条例の施行実態について

不法投棄防止条例の施行実態を明らかにするため、各条文に記載されている項目をそれぞれの比較の対象とするため比較項目として選定した。表2に、不法投棄防止条例の施行実態把握のための比較項目を示す。

表2 不法投棄防止条例の施行実態把握のための比較項目

提出責任の強化	不法投棄されない地域作り
1. 産業廃棄物管理責任者の設置	21. 不法投棄行為者等の公表
2. 廃棄物処理票	22. 生活環境の保全に関する協定の締結
3. 管理計画書の提出	23. 立ち入り検査
4. 委託先の確認	24. 保管の報告
自社産業廃棄物の規制	小規模産業廃棄物処理施設
5. 保管の届出	25. 小規模産業廃棄物処理施設の設置
6. 保管の制限	26. 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧
7. 保管の変更の届け出	27. 産業廃棄物処理施設の計画内容の周知等
8. 保管場所における表示	28. 計画変更命令
9. 産業廃棄物の保管等に係る帳簿の備え付け等	29. 基準適合命令
10. 搬入一時停止命令	30. 廃止施設等に対する措置等
11. 搬入・搬出時間の制限	31. 承継
12. 運搬管理票	32. 構造等の変更の届出
13. 搬入搬出管理簿	事業計画書
14. 産業廃棄物の性状などに関する情報の提供	33. 事業計画書の提出
処理体制の整備	34. 事業計画書の閲覧
15. 県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入の届出または事前協議	35. 事業計画書についての関係住民による意見書の提出
16. 県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理	36. 見解書の提出
17. 処理業務実績の報告	37. 修正事業計画書の提出
土地管理の責任強化	38. 修正事業計画書の閲覧
18. 土地所有者等の責務	
19. 事故時の報告	
20. 支障の除去	

表2の比較項目を自治体はどのくらい記載しているかを示したのが、項目記載率である。図1に、各自治体の項目記載率を示す。また、項目記載率の算出方法は次式で示す。

$$\text{項目記載率} = \text{項目記載数} \div \text{全比較項目(全 38)}$$

図1 各自治体の項目記載率

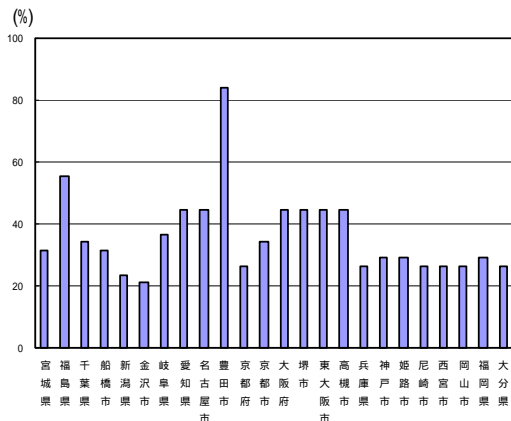
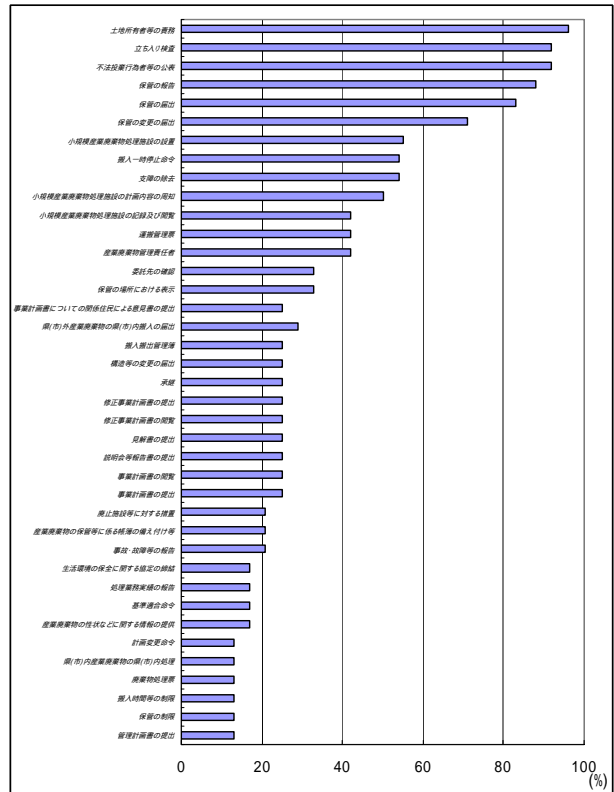


図1より、豊田市の84%が一番高い記載率となり、最も記載率が低かったのは、金沢市の21%であった。そして、これらの比較項目を用いて、不法投棄防止条例の施行実態を明らかにした。不法投棄防止条例の施行実態として明らかとなったことは二つである。

一つ目は、比較項目の記載状況である。表3に、比較項目の記載状況のまとめを示す。

表3 比較項目の記載状況のまとめ



一番記載率の高かったのは、「土地所有者等の責務」の96%であり、続いて、「立ち入り検査」、「不法投棄行為者等の公表」92%、「保管の報告」88%であった。逆に、記載率の低かった項目は、「管理計画書の提出」、「保管の制限」、「搬入時間等の制限」、「廃棄物処理票」などの13%であった。これらの項目記載率の平均は36.2%で、38項目中、26項目が36.2%以下と、記載率の高い項目と、低い項目の差があることが分かる。実際に、上位何項目かはとても高い数値を示しているが、中盤以降は決して高い数値とは言えない。これは、各自治体が抱える問題や、近隣自治体との関係によるものだと考えられ、逆にすべての項目が高い数値を示し、どの条例も同じような内容である方が問題だと考えられる。

二つ目は、条例と近隣自治体の関係である。近隣自治体では、項目記載率、記載している項目が近いという傾向があり、その理由は、条例を制定する際に、近隣自治体を参考とする自治体が多いからである。表4に、近隣自治体と関係性の見られる比較項目を示す。

表4より、項目中、20項目と約半分の項目が近隣自治体との関係が見られ、条例制定には、近隣自治体間での関係が大きく影響していると考えられる。また、近隣自治体との関係性が見られない項目に関しては、その自治体独特のものや、どの自治体でも記載されている項目であった。また、

自治体単体でなく、地域特有の項目も存在した。自治体だけでなく、その地域全体が抱える問題を改善するために記載していることが分かった。

表4 近隣自治体と関係性の見られる比較項目

提出責任の強化	不法投棄されない地域作り
1.産業廃棄物管理責任者の設置	21.不法投棄行為者の公表
2.廃棄物処理票	22.生活環境の保全に関する協定の締結
3.管理計画書の提出	23.立ち入り検査
4.委託先の確認	24.保管の報告
自社産業廃棄物の規制	小規模産業廃棄物処理施設
5.保管の届出	25.小規模産業廃棄物処理施設の設置
6.保管の制限	26.産業廃棄物焼却施設の維持管理に係る記録及び閲覧
7.保管の変更の届け出	27.産業廃棄物処理施設の計画内容の周知等
8.保管場所における表示	28.計画変更命令
9.産業廃棄物の保管等に係る帳簿の備え付け等	29.基準適合命令
10.搬入・搬出時間の制限	30.廃止施設等に対する措置等
11.搬入・搬出時間の制限	31.承継
12.運搬管理票	32.構造等の変更の届出
13.搬入搬出管理簿	事業計画書
14.産業廃棄物の性状などに関する情報の提供	33.事業計画書の提出
処理体制の整備	34.事業計画書の閲覧
15.県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入の届出または事前協議	35.事業計画書についての関係住民による意見書の提出
16.県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理	36.見解書の提出
17.処理業務実績の報告	37.修正事業計画書の提出
土地管理の責任強化	38.修正事業計画書の閲覧
19.土地所有者等の義務	
19.事故時の報告	
20.支障の除去	

* 灰色背景が関係性あり

5-2 条例施行後の運用方法の明確化について

運用方法の明確化については、自治体へのアンケート調査を行った。各項目の届出方法の明確化だが、表5に、各項目の届出方法を示す。

表5 各項目の届出方法

	保管の届出	保管の変更の届出	県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入	業務実績の報告	廃棄物処理施設の設置	施設継承	事業計画書	施設の構造の変更の届出	意見書
直接届出	14	14	7	7	3	5	9	10	7
インターネット	1	1	3	2	0	0	0	0	0
郵送	7	8	5	8	3	2	3	6	6
代理の届出	7	8	2	4	4	1	4	5	2
その他	0	0	2	0	0	0	0	0	1
該当せず	6	5	10	-	-	-	-	-	-
無回答	0	0	0	0	11	14	10	-	12

* 灰色背景が最も多い手段

* 灰色砂地が2番目に多い手段

一番多い届出手段が「直接届出」で「業務実績の報告」以外が全て、一番多かった。また、「直接届出」を認めていない自治体も唯一、「業務実績の報告」の1件だけであった。次に、多かったのが、「郵送」、「代理の届出」で、こちらは「業務実績の報告」以外は、全てどちらかが、若しくはどちらも2番目に多いとなっている。また、届出方法は多くの自治体で複数の方法が認められており、住民、事業者がその中から選択するという形を取っている。以上より、届出方法に関しては大きな差は見られなかった。

また、廃止施設に関して調査をすると、廃止施設の処理に問題があることが分かった。生活環境への支障がないから、売却先が見つからない、施設を解体する資力がないからという理由から廃止施設が放置されている自治体が存在し、これらの理由は大きな問題点として挙げられ、事業者に解

体する資力がなく、売却して再び処理施設として機能させるにも、その売却先も見つからない、その結果、廃止施設の放置という形となっていしまっていると分かった。

次に、罰則規定を課している項目についての、確認方法だが、自治体ごとにその取り締まり方法をまとめた。表6に、罰則取締り方法を示す。

表6 罰則取締り方法

	D県	H県	F県	A県	L市	Q市	T市	O市
保管の届出	a	a	a	a	a	a,d	a	a
保管の変更の届出	a	a	a	a	a	a,c,d	c,d	a
搬入一時停止命令	a	-	a	a	a	a,d	a,d	a
搬入・搬出時間の制限	-	-	-	-	-	d	-	-
運搬管理票	d	-	-	a	a	-	d	-
搬入搬出管理簿	-	-	-	a	a	-	-	-
産業廃棄物処理施設の設置	-	a	-	-	-	a,d	-	-
記録及び閲覧	-	a	-	-	-	a	-	-
保管場所の表示	-	-	-	-	-	-	a	-

ほとんどの自治体では、条例の取り締まりを「立ち入り検査」により、行っていることが分かる。H県、F県、A県、L市、O市では、該当する全ての項目において、「立ち入り検査」で取り締まりを行っている。回答結果の中で、「立ち入り検査」だけではなく、他の取り締まりも行っているのが、D県、Q市、T市だが、特に、Q市では、「搬入・搬出時間の制限」以外の項目において、全て複数の取り締まりを行っている。「保管の変更の届出」に関していえば、「立ち入り検査」、「報告の義務付け」、「パトロール(その他)」の3つの方法で取り締まりを行っており、違反に対する厳しい姿勢が見受けられる。

5-3 不法投棄防止条例の効果について

不法投棄防止条例の効果については、「不法投棄防止条例施行の有無での効果の違い」、「不法投棄量及び投棄件数の推移」、「不法投棄防止条例施行自治体の不法投棄量及び投棄件数の推移と項目記載率の関係」、これら3つの視点から考察を行った。

(1)不法投棄防止条例施行の有無での効果

条例施行自治体では、不法投棄件数・投棄量ともに大半の自治体では、減少を示し。その内、半数以上は60%以上の大幅減少となっている。それに対し、条例未施行自治体では、減少を示している自治体が大半だが、増加を示している自治体が存在する。不法投棄が増加を示しということは、何らかの原因があると考えられるが、条例施行自治体はその原因を条例によって補っており、不法投棄件数・投棄量の減少としている。よって、条例施行は投棄件数・投棄量に効果を与えていると言える。図2に、不法投棄件数の条例施行の有無別分類割合を、図3に、不法投棄量の条例施行の有無別分類割合を示す。

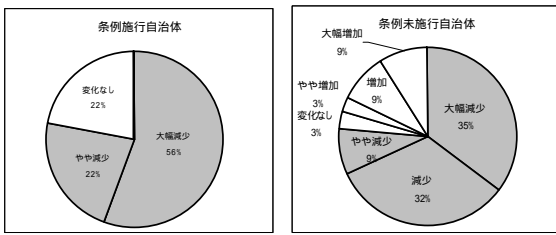


図2 不法投棄件数の条例施行の有無別分類割合

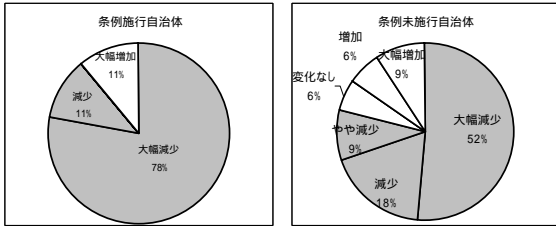


図3 不法投棄量の条例施行の有無別分類割合

(2) 不法投棄量及び投棄件数の推移

「不法投棄量・投棄件数の推移」は「不法投棄量・投棄件数ともに減少」、「不法投棄件数のみ減少」、「不法投棄量・投棄件数ともに減少せず」の3つに分類され、これらの分類は数値として、効果が現れている自治体があれば、逆に、数値としては、表れていないが、この条例制定をきっかけに不法投棄の抑制のための活動を行うなど、数値以外の面で不法投棄の防止に努めていることから、多くの自治体で不法投棄防止に効果があると言える。

(3) 不法投棄防止条例施行自治体の不法投棄量及び投棄件数の推移と項目記載率の関係

次に、不法投棄量と投棄件数がどのように変化しているのかを明らかにすし、項目記載率が推移に効果を表しているのかを明らかにした。表7に、条例施行自治体の不法投棄量及び投棄件数の推移と項目記載率を示す。

表7 条例施行自治体の不法投棄量及び投棄件数の推移と項目記載率

投棄量・投棄件数ともに減少	項目記載率 (%)	投棄件数のみ減少	項目記載率 (%)	投棄量・投棄件数ともに減少せず	項目記載率 (%)	不法投棄なし	項目記載率 (%)
福島県	55%	愛知県	45%	船橋市	32%	豊田市	84%
大阪府	45%	岐阜県	37%	兵庫県	26%	名古屋市	45%
高槻市	45%	千葉県	34%	大分県	26%	堺市	45%
宮城県	32%					東大阪市	45%
福岡県	29%					京都市	34%
姫路市	29%					神戸市	29%
京都府	26%					尼崎市	26%
西宮市	26%					岡山市	26%
新潟県	24%					金沢市	21%
平均	34.6%						39.4%

表7より、不法投棄量・投棄件数の推移は「不法投棄量・投棄件数ともに減少」、「不法投棄件数のみ減少」、「不法投棄量・投棄件数ともに減少せず」、「不法投棄なし」の4つに分類され、どの分類にも共通して言えることは、京都府のよ

うにこの条例をきっかけに不法投棄の抑制のための活動を行うなど、数値以外の面でも不法投棄の防止に努めている自治体の存在から、これらの条例制定には効果があると言える。

そして、項目記載率と不法投棄の推移との関係だが、各推移の平均項目記載率は「投棄量・投棄件数ともに減少」が34.6%、「投棄件数のみ減少」38.7%、「投棄量・投棄件数ともに減少せず」28%、そして「不法投棄なし」が39.4%となり、「投棄量・投棄件数ともに減少せず」が、若干数値が低いものの、推移間での大きな差は見られなかった。決して項目記載数が多ければ不法投棄を抑制できるというものではなく、いかにその地域の問題をカバーし、その地域に適した内容の条例であるかどうか、必要事項だと考えられる。

6. 結論

不法投棄防止条例の施行実態

不法投棄防止条例は施行され始めて、まだ間もなく、現在は全都道府県、保健所設置市の3分の1でしか、条例が施行されていない。しかし、問題を解決するための様々な項目が考案され、実施されており、その項目からは、記載の多い項目や、近隣自治体との関係性の見られる項目などが存在した。

不法投棄防止条例の運用実態

また、不法投棄防止条例は、自治体間のつながりが存在し、近隣自治体の条例と類似しているものや、地域特有の項目なども存在した。条例は、その自治体のみで運用するのではなく、周りの自治体との関係も必要だということが分かった。

また、ほとんどの自治体では、条例の取り締まりを「立ち入り検査」により、行っており、「立ち入り検査」だけでなく、「パトロール」と並行して、取り締まりを行っている自治体も見られ、複数の方法で、取り締まりに力を入れている自治体の存在があることが分かった。

不法投棄防止条例の効果

不法投棄防止条例を施行している自治体では、不法投棄抑制に関して、効果を表しており、それは数値だけでなく、周りへの影響を与えたとした意味でも、効果が表れていた。

以上より、不法投棄防止条例は不法投棄抑制に対し、効果を上げ、必要な条例であると考えられるが、良い点ばかりでなく、事業者、排出業者、地域住民ら、との問題や、近隣自治体との関係性など、各自治体の取り組みが重要となる。

条例制定に大事なことは、発生している問題点、発生すると予想される問題点について、いかに的確な内容を取り込めるかであり、これを本研究の結論とする。

■ Background

It increases rapidly, and the kind and the amount of the industrial waste exhausted along with it are huge in the resource and the energy used in the social life in recent years. Therefore, the ordinance is enacted in some administrative divisions and the public health center installation cities for the illegal disposal prevention. However, the enforcement realities and the operation realities are not clear. Then, it is necessary to clarify this enforcement and the operation realities, and to search for the effect.

■ Purpose

The purpose of this research is three of the following.

1. Clarification of the enforcement realities of illegal disposal prevention ordinance.
2. Clarification of the operation realities of illegal disposal prevention ordinance.
3. Clarification of effect of illegal disposal prevention ordinance.

■ Method

It is thought that it will become reference of the municipality that enacts the ordinance by clarifying target 1, 2, and 3 in the future.

■ Result

It is a target conclusion of this research

1. The enforcement realities of illegal disposal prevention ordinance

Only 1/3 of whole administrative divisions and the public health center installation city illegal disposal prevention ordinances are enforced, and being enforced still soon now. However, various items for the problem solving are considered, and the item etc. from which the relation between the item and the municipality with a lot of descriptions is seen exist from the item.

2. The operation realities of illegal disposal prevention ordinance

The ordinance also had peculiar a lot of items to existence of the connection between municipalities, and a similar one to the ordinance of the vicinity municipality and the region etc. Moreover, it has been understood also that the ordinance is a problem of not the problem of a municipality alone but the entrepreneur with waste disposers.

3. Effect of illegal disposal prevention ordinance

The amount of illegal disposal and the renunciation number decreased by enacting the ordinance, and the effect was seen as a whole tendency.